

前田社会保険労務士事務所

報酬規定

1.顧問報酬(毎月継続的な委託業務=相談料+業務代行代)

人員	報酬月額	人員	報酬月額
4人以下	20,000	30~49人	60000
5~9人	30,000	50~69人	80000
10~19人	40,000	70~99人	100000
20~29人	50,000	100~149人	130000
30~39人	60,000	150人以上	別途協議

*人員は事業主(常勤役員を含む)

*労働保険概算・確定保険料申告を除く

*健保・厚年標準報酬月額算定基礎届・変更届をのぞく

2.手続報酬(個別受託=スポット契約)

①保険料の算定・申告

規模/法令	健康・厚年月額算定基礎届・月額変更届	労働保険料概算・確定申告		
		継続事業	一括有期事業	有期事業
1~9人以下	30,000	30,000	40,000~	40,000~
10~19人以下	40,000	40,000		
20~29人以下	50,000	50,000		
30~39人以下	60,000	60,000		
40~49人以下	70,000			
50人以上	別途協議			

②関係法令に基づく書届等

- 1)諸届、報告 15,000
- 2)許認可申請 30,000

③就業規則、諸規程等の作成・変更

- 1)就業規則 200,000
- 2)就業規則の変更 別途協議
- 3)賃金・退職金・旅費等諸規程 各 100,000
- 4)安全・衛生管理等諸規程 各 100,000

④労働・社会保険の新規適用・廃止届

1)新規適用

規模/法令	健康保険 金保険	厚生年 金保険
1~4人以下	80,000	80,000
5~9人以下	100,000	100,000
10~19以下	120,000	120,000
20人以上	1人増すごとに1,000円を加算する。	

*規模欄は被保険者数

2)適用廃止

規模/法令	健康保険 厚生年 金保険	労働保険料概算・確 定申告
10人未満	80,000	80,000
10人以上	1人増すごとに1,000円を加算する。	

*規模欄は被保険者数

⑤保険給付申請・請求

	一般的なもの	複雑なもの
健保・労災給付請	30,000	別途協議
年金(厚年・国年・ 基金)給付請求	30,000	
第三者行為による 給付請求	労災 80,000	
	健保 60,000	
その他の申請等	20,000	

⑥給与計算業務

月額 20,000 勤怠管理無し

*10人超は、一人増すごとに500円を加算します。

*賞与計算は、上記の給与計算の額と同様とします。